

# フォークリフト災害をなくそう!!



群馬労働局管内におけるフォークリフトに起因する労働災害は、**年間で約60件発生しています。**

災害の多くは、いわゆる**漫然運転**や慣れによる**誤操作**、**用途外使用**、**周囲の安全確認不足**などで多発しています。

フォークリフト作業では第三者を巻き込む割合も高くなっています。また、被災時の**重篤度**が高く、**死亡につながる**こともあります。

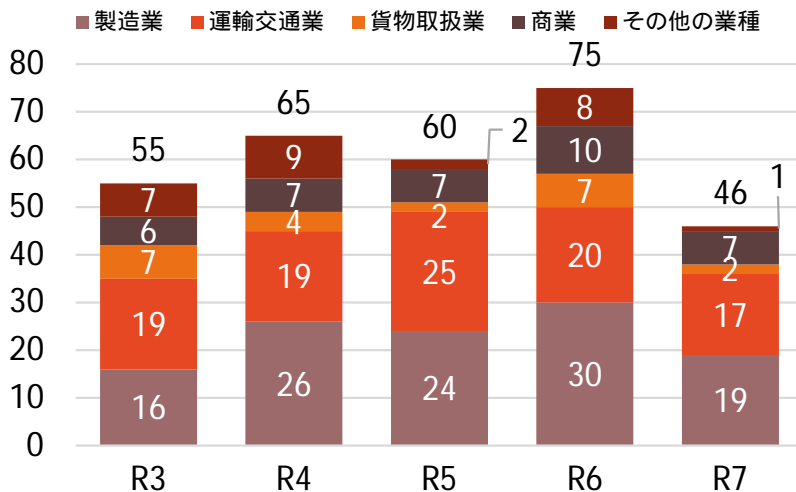


図 1 年別・業種別フォークリフト災害発生状況

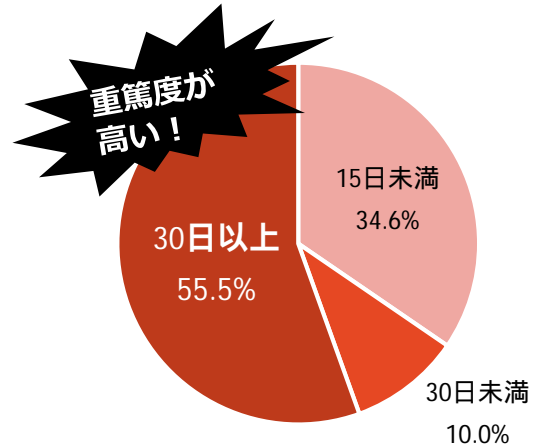


図 2 休業日数別フォークリフト災害発生状況 (R3~R7の合計)

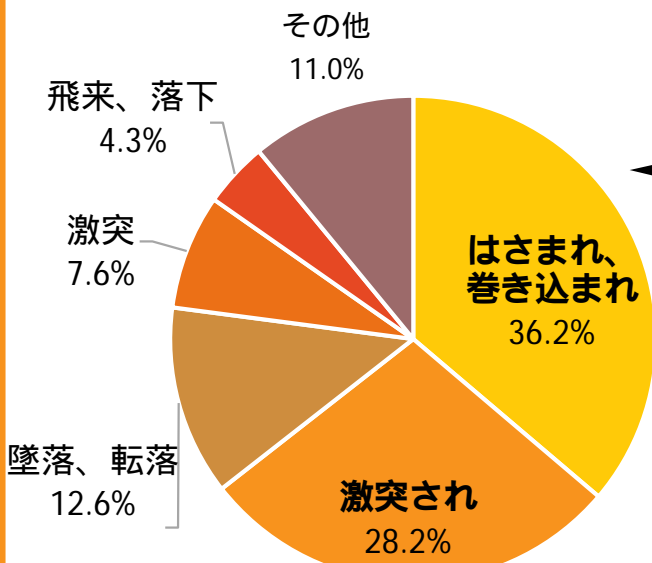


図 3 事故の型別フォークリフト災害発生状況 (R3~R7の合計)

**フォークリフト運転者以外の被災が多い!**



## 災害事例 (群馬労働局管内)

30歳代 (経験期間: 5年) 製造業 作業員  
工場内を歩行中、同僚が運転する後進してきたフォークリフトに**激突され**、足を負傷した。(休業2か月)

20歳代 (経験期間: 1年) 物品賃貸業 作業員  
客先で納品作業中、歩行していた際に後進してきたフォークリフトと停車していたフォークリフトの間に**身体がはさまれた**。(休業2か月)

# フォークリフト作業のポイント

## 運転資格を確認しましょう

法：労働安全衛生法 規則：労働安全衛生規則

最大荷重 1 t 未満のフォークリフトの運転：特別教育  
最大荷重 1 t 以上のフォークリフトの運転：技能講習

(法第59条第3項、規則第36条第5号)

(法第61条、同法施行令第20条第11号)

## 安全衛生教育を実施しましょう

フォークリフト運転業務従事者に対して、5年毎を目途に定期的に安全衛生教育を実施するよう努めましょう。

(R3.3.17 安全衛生教育指針公示第6号)

## 検査・点検を実施しましょう

作業開始前点検、定期自主検査(月次、年次)を実施しましょう。(規則第151条の21ほか)

1年以内ごとに行う定期自主検査(年次)は、特定自主検査と呼ばれ、一定の資格のある者が行う必要があります。(規則第151条の24)

## 作業計画を作成しましょう

作業場所の広さ及び地形、機械の種類及び能力、荷の種類及び形状に適合した作業計画を定めましょう。(規則第151条の3)

## 作業指揮者を配置しましょう

フォークリフトを用いて作業を行うときは、作業指揮者を定めましょう(単独作業を除く)。

作業指揮者は、作業計画に基づいて作業を指揮しましょう。

(規則第151条の4)

## 使用時のルールを定め見やすい場所に掲示しましょう

## 運行通路の死角部分へミラー等を設置しましょう

## 走行場所と歩行者通路を区分しましょう

第三者との接触災害を防ぐため、フォークリフトや積荷と接触する危険のある箇所への立入禁止、運行経路と歩道の分離、カーブミラーや標識の設置などを行いましょ。(規則第151条の7)

## 職場巡視を実施しましょう

フォークリフト作業場所を巡視して、運転者による不安全な操作はないか、周囲で働く者がフォークリフトに近づきすぎているかなど、確認しましょう。

## リスクアセスメントを実施しましょう

フォークリフトが関係する作業について、作業に潜む危険性(リスク)を事前に把握し、リスクの低減を図る「リスクアセスメント」を実施しましょう。

(H18.3.10 危険性又は有害性等の調査等に関する指針)

# フォークリフトの用途外使用の禁止

フォークリフトを主たる用途以外に使用することは、禁止されています。  
パレットに作業者を乗せて昇降させてはいけません!!